

監査委員公表第5号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和8年1月6日

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 羽根 かほる

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の実施日

令和7年11月5日（水）

3. 監査を行った監査委員

監査委員 間中 晟

監査委員 羽根 かほる

4. 監査対象とした部課等

町民部町民課

町民部生活環境課

都市部産業振興課

農業委員会事務局

5. 監査の範囲

令和6年度の財務の状況並びに令和7年度8月末における事務の状況

6. 監査の実施内容

財務に関する事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼として、現地監査及び監査説明書による書面調査を実施するとともに、関係職員の説明を求めた。

7. 所掌事務の概要

（1）町民課

町民活動の推進、町民サポートセンター、地区長連絡協議会、人権及び男女共同参画、地域集会施設及び防災コミュニティーセンターの維持管理に関すること、戸籍、住民異動届等の受付及び謄抄本、証明の交付、マイナンバーカード、町民サービスプラザの管理に関すること等を担当している。

（2）町民サービスプラザ

二宮町では、地域に密着した住民サービスを展開していくため、百合が丘中央商店街内に出張所として本施設を設置している。業務は各種証明書発行等である。

（3）生活環境課

環境政策、地球温暖化対策、ごみの減量化・資源化、環境保全、環境衛生センター・ごみ積替施設・ウッドチップセンターの運営管理、一般廃棄物の収集運搬処理、廃棄物処理の広域化計画に関すること等を担当している。

（4）産業振興課

農林水産業の振興、農作物の病害虫防除及び有害鳥獣被害防止、漁港管理、商工業の振興、観光及び特産物の開発・普及・紹介、労働行政に関すること等を担当している。

（5）農業委員会事務局

委員会の招集発議及び議事録の調製、農用地利用増進事業に関すること等を担当している。

8. 監査結果

各課局とも、令和6年度予算の執行及び所管業務等財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められる。

また、町民サービスプラザは、設置目的に沿って管理及び運営されていると認められる。

以上